

○大和川右岸水防事務組合における水防協力団体
との水防協働活動実施要領

制 定 平 28. 3. 31 決裁

1 趣旨

大和川右岸水防事務組合における水防活動は、大和川右岸水防事務組合水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、当組合において水防協力団体を指定した際に水防団と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

2 水防団と水防協力団体との連携（水防法第 38 条関係）

水防法第 36 条及び大和川右岸水防事務組合水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

3 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」を提出させることができる。

4 情報提供等（水防法第 40 条関係）

水防管理者は、大和川右岸水防事務組合水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

5 その他

(1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂

するものとする。

(2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

水防協力団体協力活動報告書様式

大和川右岸水防事務組合水防協力団体協力活動報告書	
	年 月 日
大和川右岸水防事務組合	
管理者 大阪市長 様	
	住 所
	(事務所所在地)
	団体の名称
	代表者氏名
	(担当 :)
	TEL
別紙のとおり水防活動を実施しましたので、大和川右岸水防事務組合水防協力団体指定要領第 6 の規定に基づき提出します。	